

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年5月14日(火)

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区道路パトロール業務委託


(2) 業務内容

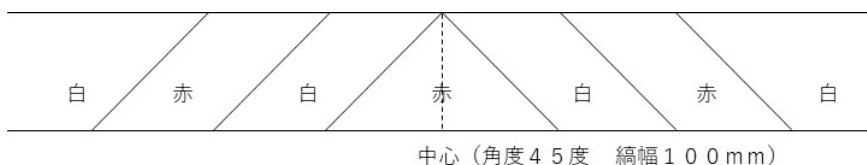
区が管理する道路等のパトロールを行い、損傷等を発見する。パトロール方法は、目視によるほか、受託者が用意する車両に、道路損傷検出サービスアプリを搭載したスマートフォンを設置起動し、区道等を巡回することにより行う。

- ① 道路損傷検出サービスアプリを搭載したスマートフォンは、区より貸与する。
- ② パトロールは2台で行い、パトロール車1台につき、運転手1名、道路点検員1名の2名以上の体制で実施すること。また、業務責任者1名配置すること。
- ③ 損傷を発見した場合、速やかに区に報告を行い、損傷状況によっては安全対策を行うこと。
- ④ 車両が入れない道路は、徒歩等で点検を行うこと。
- ⑤ 区が指示した場合、区が受けた通報の状況確認を行うこと。
- ⑥ パトロールの頻度は概ね下記のとおりとする
 - ・主要な区道 150km 各車線 月1回
 - ・その他の区道 940 km 1回/2か月以上
 - ・歩道等 6カ月に1回以上ただし、「主要な区道」「その他区道」とは、世田谷区舗装更新計画による。
- ⑦ 道路パトロールは、原則として開庁日の午前8時30分から午後5時15分(うち1時間休憩)の間に実施するものとする。

(3) 受託者が用意する車両

受託者が用意する車両は、以下の付属品等を装備したものを基本とし、道路維持作業車としての要件を満足するものとする。また、以下の仕様の車両が準備できるまでは、受託者が用意した任意の車両にて巡回を行う。なお、車両の新古、リース等は問わない。

- ① 軽貨物自動車(ワンボックスタイプの軽自動車)
- ② 黄色回転灯
- ③ ボディ塗装
全体色は、道路交通法施行規則第6条の2によること。(150mm巾白色帯その他黄色塗装)
- ④ 文字の記入
キャビン両側に150mm巾の白帯を入れ、黒色の丸ゴシック体10cm角程度の大きさに「世田谷区道路パトロール車」と記入すること。
- ⑤ バンパー塗装色
バンパー塗装色は赤・白ゼブラ塗装(下図のとおり)



(4) 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで(道路巡回は令和6年10月1日から実施する。ただし、土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)

2 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業(組合を含む)であること。ただし、組合と組合に属する企業が重複して参加することはできない。

- (1) 平成 31 年度以降、官公署から道路パトロール又は同等の業務を受託した実績を持つもの。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること(証明するものを提出すること)。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。なお、本業務の運用期間中において、当該認定の取り消し、一時停止などの処分を受けた場合においては、本区と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (5) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者が 3 者以内の場合、提案書提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行う。
参加表明者が 3 者を超えた場合、次のとおり提案書提出者を選定する。
- (2) 提案書提出者は、事務局において評価し、選定委員会の承認により上位となった 3 者を提案書提出者とする。なお、評価は以下のもので評価する。
 - ① 平成 31 年度以降の契約実績
 - i) 当該事業と同様の事業の契約内容、契約規模
 - ii) 上記事業上の創意工夫点
 - ② 運営面について
個人情報保護に関する規定及び事業継続計画の整備状況

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業者から提出された提案書の評価は、別紙(企画提案書審査基準)に基づき行うものとし、合格基準は満点に対して 70%以上の評価点とする。ただし、本事業者選定において 2 事業者以上の応募があった際には、満点に対して 70%以上の評価点を獲得し、かつ最も合計点数が高い事業者を候補者とする。なお、合計点数が第1位の事業者が複数となったときは、合計点数が第1位の事業者の中から委員長が選定する。
- (2) 事務局は、提案書提出者の提案内容(副本)により評価を行う。

(3) 選定委員は、事務局の評価、提案内容等に基づき、選定委員会で審査し、提案書を特定し決定する。

(4) 審査基準は概ね以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点
企業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企業として同種業務の実務実績が十分であるか ・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか ・本業務を円滑に実施するために必要かつ十分な人員体制を確保しているか。 	20点
配置人員実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の実務実績があるか 	10点
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールに妥当性があり、業務分担が明確であるか ・各工程で想定される業務量が適切に計画されているか 	20点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的・内容の理解度が高く、特に重視する着眼点、配慮すべき具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか ・業務目的及び特性を適切に把握した提案であるか ・説得力があり、かつ現実的な提案であるか ・課題解決するための創意工夫がなされた提案であるか ・提案内容が効果的な構成となっており、分かりやすいか 	50点
参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額と提案内容が妥当であるか 	なし

5 手続等

(1) 説明書の配布

① 配布期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月28日(火)まで

② 配布場所

・世田谷区ホームページ(以下)よりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/002/d00209534.html>

または、世田谷区ホームページ内の検索窓に「209534」と入力して検索

(2) 参加表明書の提出

① 受付期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月28日(火)

② 提出先・方法

下記宛先へ、郵送(受付日必着)または持参で提出すること。

※持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後4時まで

〒153-0094 世田谷区玉川 1-20-1

世田谷区土木部土木計画調整課土木計画担当

電話番号：03-6432-7955

(3) 企画提案書等の提出

① 受付期間

令和6年5月31日(金)から令和6年6月28日(金)

※持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後4時まで

② 提出先・方法

5(2)による

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 契約書作成の要否 : 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無
- (5) 本プロポーザルは委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 参加表明書提出及び提案書提出に関し必要な費用は、すべて参加表明者及び提案書提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書、企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、もしくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (9) 提出された企画提案書の提出書類は返却しない。また、提出された企画提案書等は、提案者に無断で今回の選定以外の目的で使用しない。なお、選定された者の企画提案書等を公開する場合は、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (10) 提出された書類は、審査に必要な範囲あるいは、区が情報公開等必要な場合には複製することがある。また、提案書等の著作権は提出者に帰属する。ただし、区が情報公開等必要な場合において、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (11) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (12) 本事業の実施に際しては、関連法令等を遵守し実施すること。
- (13) 詳細は説明書による。

7 担当部署

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎 B 棟3階

世田谷区土木部土木計画調整課

連絡先:(03)6432-7955 FAX:(03)6432-7993

e-mail : SEA02401@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間:土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時を除く。)